

遠刈田公園の利用について

※ ルールが変更変更になりました
令和元年6月1日より

ルールを守るのじゃ！

管理者 蔵王町建設課
お問合せ 0224 (33) 2214

宮城県蔵王町観光PRキャラクター
さおうさま



遠刈田公園を利用される皆様へ

これまで焚き火を禁止していましたが、公園内や山林への燃え殻の投棄を発見したため、火気の使用について**ルールを変更しました**。

次のルールを守ってご利用下さい

- 指定された場所以外での**テントの設営及び火気の使用**は禁止です。
- テント設営可能範囲には限りがあります。**多くの場所を占有する行為**はご遠慮ください。
- 夜間は**静かに**ご利用ください。
- 他の利用者や近隣に**迷惑となる行為**は禁止です。
(大声での会話・音楽等を大音量で流す・ペットの放し飼い など)
- 駐車場以外への車両の**乗入れは禁止**です。
- **ごみ、残飯**等は各自お持ち帰り下さい。
- 使用後の**整理、清掃** (水飲み場等) は必ず行ってください。

盗難や利用者間のトラブル等には**一切責任を負いません**。

※利用マナーが改善されない場合は、

全面火気禁止及び**夜間閉鎖**
いたします。

火気使用のルール

遠刈田公園の利用について、近隣住民から苦情が出ております。

特に火気の使用に関しては、遠刈田温泉街で明治中期、昭和初期に大火があったこともあり、非常に心配の声が上がっています。

遠刈田公園は山林に近いので、山火事の恐れもあります。マナーの悪い一部の利用者が公園内や山林に燃え殻を棄てるなど、危険です。

以上のことから、遠刈田公園での火気使用について、ルールを改めます。

禁止



焚き火



薪・炭など

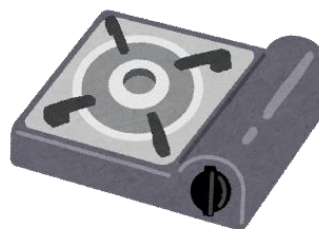
- ・ 焚き火（焚火台）
- ・ 直火
- ・ 燃え殻が出る燃料
- ・ 花火

など

使用可

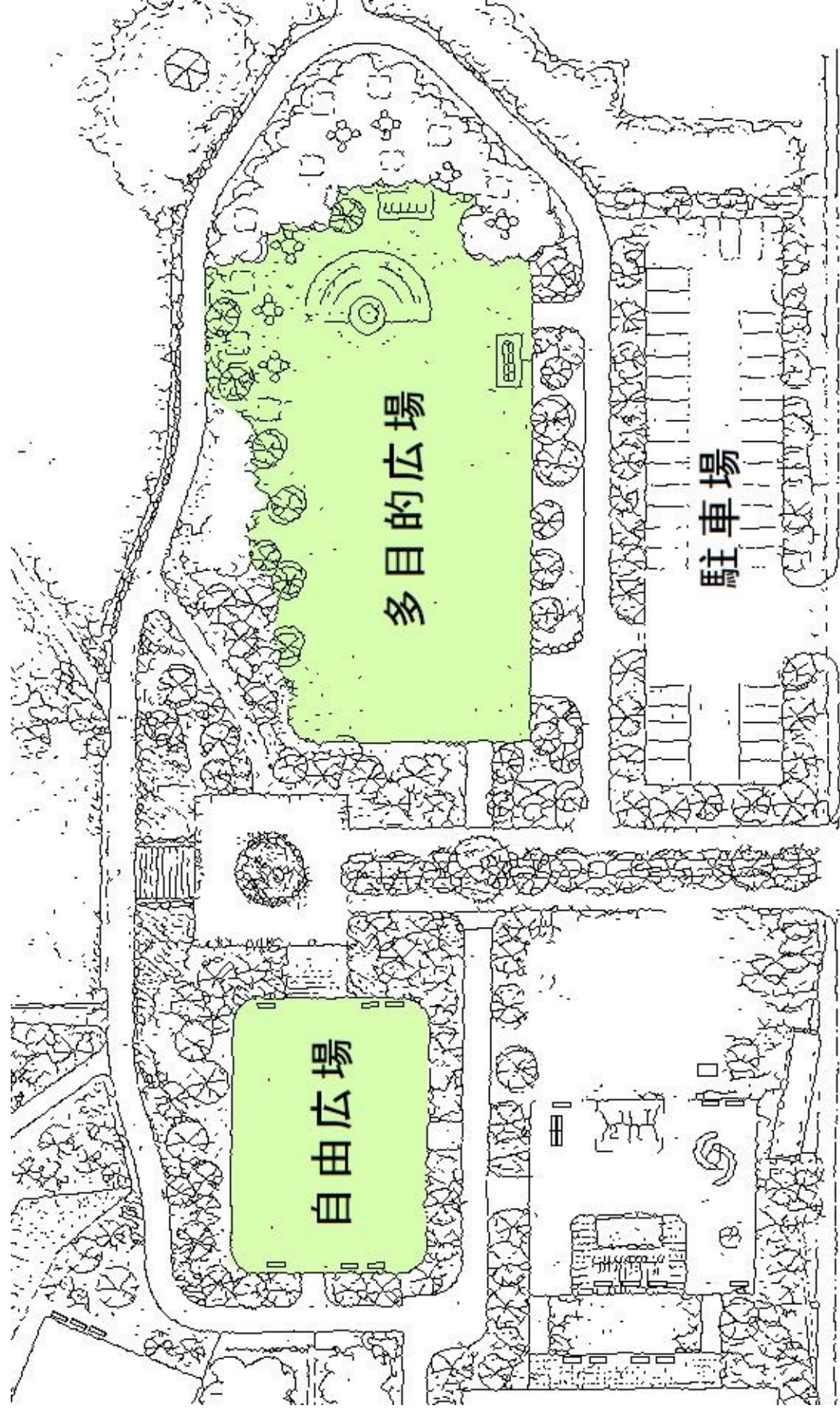
- ・ ガスコンロ
- ・ バーナー
- ・ 燃え殻が出ない燃料
など

シングルバーナー
(一体型 or 分離型)



ガスコンロ

テント設営及び火気使用は多目的広場、自由広場をご利用ください。
それ以外の場所ではテント設営、火気使用は禁止です。



遠刈田公園利用届

令和 年 月 日

蔵王町長 殿

申請者 住所
氏名
携帯電話

遠刈田公園を利用したいので届け出ます。

利 用 目 的	バーベキュー・花見・芋煮・その他 ()
	テント設営 有・無
	火気使用 有 ガスコンロ・バーナー・その他 () 無
利 用 期 間	令和 年 月 日 時 ～ 令和 年 月 日 時
利 用 人 数	
備 考	

私は、遠刈田公園を利用するにあたり下記の事項を守ります。

- 火気を使用する際は、「火気使用のルール」を守ります。
- テントを設営する際は、他の利用者と譲り合って利用します。
- 夜間は静かに利用します。
- 他の利用者や近隣へ迷惑となる行為はいたしません。
- ごみ・残飯等は持ち帰ります。
- 使用後は整理・清掃を行います。

令和 年 月 日

(直筆) 氏名